第 13 回修善寺町外 3 町合併協議会　会議録

○山本事務局長

みなさん、こんにちは。ご多忙の中を、第 13 回修善寺町外 3 町合併協議会にお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。会議を始めます前に、資料の確認をさせていただきます。前回の資料と、先にお送りしました資料でございますが、本日新規提案が 2 件ほどございます。従いまして、机に配布してございます資料と、そっくり差し替えをお願いいたします。差し替えの内容といたしましては、後ほど議案として説明申し上げます。

それでは、第 13 回修善寺町外 3 町合併協議会を開催いたします。まず、会長挨拶。大城会長、お願いいたします。

○大城会長

みなさん、こんにちは。本日は第 13 回修善寺町外 3 町合併協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。第 1 回目を迎えたのは 1 月 24 日、ラフォーレで開催しまして、富士山は真っ白でございました。もうあれから、足掛け 7 ヶ月でございまして、みなさんのご協力を得まして、合併協議が進んでまいりました。協議内容は、本日でほぼ終わると見ております。たいへん長らくありがとうございました。また、ただ今、局長から説明がありましたが、会議次第に新規提案事項 2 件を追加しております。これは、新規提案事項ということで、協議第 12 号「新市建設計画について」これは、第 2 回に提案させていただきまして、第 9 回協議会で確認いただきまして、県の方へ提出しご審議いただいておりました。昨日、承認されたという連絡があり、新聞、テレビ等で報道されました。ただ今ここに、石川嘉延静岡県知事の名の下に「新市建設計画にかかわる協議について」ということで、「新市建設計画（案）については異議のない旨回答いたします」という文書が来ております。それを受けての提案でございます。それからもう 1 件、協議第 9 号「合併の期日について」でございますが、第 1 回の 1 月 24 日に提案いたしまして、確認いただきました。平成 16 年 3 月 31 日に合併しようというものでありますが、先般、7 月 9 日でございます、「市町村合併特例法の改正」が承認されまして、その結果、その変更をしようとするものであります。よろしくご協議お願いいたします。

私ども、修善寺町では字名のついて、先般アンケートを実施しました。その結果につき結果を尊重し結論を出していきたいと考えております。

どうぞ、本日の協議もよろしくお願いいたします。

○山本事務局長

ありがとうございました。続きまして、3 議題に入ります。議事は、会則により会長が議長となると決めてございます。大城会長、よろしくお願いいたします。

○大城議長

はい、協議会規約により会長が議長となるとありますので、暫時、議長を務めさせてい

ただきます。議事が円滑に進みますよう、皆様方のご協力をお願いいたします。

早速、会議に入ります。お手元の新しい方の次第に従って議事を進めさせていただきます。3 議題（１）報告事項、報告第 17 号「新市建設計画冊子作成印刷業務契約の締結について」の報告をします。事務局、報告をお願いいたします。

○山本事務局長

はい、差し替え後の資料の 1 頁になります。報告第 17 号「新市建設計画冊子作成印刷業務契約の締結について」下記のとおり報告します。月日と会名は省略いたします。

１、委託業務名　　新市建設計画冊子作成印刷業務契約

２、契約の目的　　合併協議会で確定する新市建設計画「合併まちづくり計画」策定に伴い、新市の地域住民に「合併まちづくり計画」を分かりやすくデザインした冊子として作成配布し、新市「伊豆市」のまちづくりの施策について周知と理解を求めることを目的とする。

３、契約の方法　　近隣印刷業者の 3 社のプロポーザル方式（随意契約）

４、契約日　　平成 15 年 7 月 10 日

５、履行期限　　平成 15 年 7 月 10 日から平成 15 年 9 月 5 日まで

６、契約金額　　2,782,500 円

７、契約の相手方　エイエイピー㈱三島支店

８、発行部数　　16,600 部

（世帯 13,600 部、各町分 500×4 町＝2,000 部、事務局 1,000 部）

以前、新市建設計画の基本構想の冊子を作成いたしましたが、今回は新市建設計画そのものの冊子を作成しようとするものです。4 町民のみなさんに全戸配布いたします。30 頁、オールカラーで、配布は 10 月を予定しています、以上で説明を終わらせていただきます。

○大城議長

はい、ただ今、報告第 17 号「新市建設計画冊子作成印刷業務契約の締結について」の報告が事務局よりありました。報告事項でありますが、ご質問等ございましたら挙手をもってお願いいたします。

特にございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ないようでございますので、報告第 17 号「新市建設計画冊子作成印刷業務契約の締結について」はご承認いただけたものとして、報告済みとさせていただきます。

続きまして、（２）協議事項に入ります。協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

よろしゅうございますか。

○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　特にないようでございますので、異議なしと認め、協議第 56 号「国民健康保険事業の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　引き続きまして、協議第 57 号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　特にございませんか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　異議なしとの声がございましたので、協議第 57 号「各種事務事業の取扱い（社会教育（生涯学習）事業）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　引き続きまして、協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　よろしゅうございますか。
　土屋委員。
○土屋英隆委員
　株式会社伊豆船原ゴルフクラブについて、お伺いいたします。前の会議におきまして、決算内容、あるいは今後の運営につきまして、いろいろお話がありましたけれども、ちょっとわかりにくい点がありましたので。ここに書いてありますけれども、平成 15 年 9 月 30 日をもって解散されるということですけれども、解散をしてその後、どういう形で運営されるのか、運営の方法というか、管理の方法というか、天城湯ケ島町との関係はどういう形になるのかお伺いしたいと思います。
○大城議長
　天城湯ケ島町渡邊助役に答えていただきます。
○渡邊副幹事長
　伊豆船原ゴルフクラブにつきましては、6 月 19 日に株主総会を開きまして、9 月 30 日をもって解散するということを決定いたしました。このクラブは第三セクターが資金を出して整備したものでして、これを解散して町の方がこの施設を買い取るという形になります。ふるさと広場の 1 施設として、ふるさと広場の方が運営していくということになります。
　人件費を削減すればなんとか赤字を出さないでやっていけるだろうということで、ふるさと広場におります職員がそのまま受付をやりまして、中にある食堂を閉鎖いたしまして、後、臨時の職員をもってゴルフコースの方は管理していくという方針でございます。

○大城議長
　土屋委員、よろしゅうございますか。
○土屋英隆委員
　管理の方をあそこに任せるというような形で、天城湯ケ島町との関係は、天城湯ケ島町が引き取る、買い取るということですね。そうすると例えば、ゴルフ場としてこれから経営していくことになれば、今まで造ったゴルフコースの造成費が 8，800 万ほどあるわけですが、万が一ゴルフができなくなったという状態になった時には、当然 8，800 万の資産価値は、なくなっていくのではないかと考えると同時に、今後の運営ということについて、いろいろ問題点がありはしないかと感じたもので質問をしました。
○大城議長
　はい、立岩委員。
○立岩副会長
　先ほど、助役から説明がございましたが、私の方からちょっと補足させていただきますが、まあ、決算書でもおわかりのとおり、第三セクターで町の方からお願いして、みなさんが出資し、町が出資して、あそこはご承知のとおり総てが運動施設で一画がかたまっております。そういったことで進めてまいりましたが、1，5000 万円近い資産が帳簿上で残っているわけでございます。その中で約 7，000 万弱位で町が第三セクターで買い取るということになります。従って、町の出資してある金も含めてですが、町が 2，500 万位それから戻ってくるというような形になりますけれども、そういった形で引き取りですね、今、従業員が 4 人、5 人でやっているわけでありますが、あそこには、野球場も含めて、芝のサッカー場もございます。そうした、施設、機械も全てございますし、ゴルフ場の方で持っております。そうした管理も一緒にできるだろうと。そして、職員については一応全て解散ですから解雇する。そして現在、平塚市とやっている「ひらつか天城山荘」を管理運営しているのと一緒にですね、ゴルフコースを管理することによって、お互いに宿泊施設の相乗効果もでてくるだろうという計算の中でこうしたことを、これから議会の方には予算措置はご承認いただくわけでありますけれども、こうした方向できれいに決着をつけていこうと、こういうことでございます。是非、ご理解いただきたいと思います。
○大城議長
　土屋委員、よろしゅうございますか。他にご質問、ご意見ございませんか。
　それでは、協議第 58 号「各種事務事業の取扱い（公社、第三セクター等の扱い）について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　引き続きまして、協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　いかがでしょうか。

○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　　異議なしとの声がございました。それでは、協議第 60 号「地域審議会の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　引き続きまして、協議第 61 号「地方税の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　よろしゅうございますか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　異議なしとの声がございました。それでは、協議第 61 号「地方税の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第 62 号「補助金、交付金等の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　はい、鈴木委員。
○鈴木勇委員
　調整方針の中で一箇所だけ現行のとおり新市に引き継ぐというのが、項目で 47 頁の学校教育の欄で、下から 3 番目にありますが、この教職員の住宅使用料助成要綱ですか。これについて、土肥だけあるのですが、これを引き継ぐとなると、特定の住宅というようなことですか。
○大城議長
　47 頁の下から 3 番目ですか。土肥町立小中学校教職員の住宅使用料助成要綱についてのご質問でございます。これについて、事務局。
○山本事務局長
　はい、土肥の福室総務課長がお答えいたします。
○福室幹事
　土肥の福室です。ちょっと、特定のというところが探さらないのですが、要は土肥町でも教職員住宅を持っているわけですけれども、そこに入れればいいわけですが、そこに入れない先生については、民間の住宅を借りるわけです。その民間のところを借りる時にということで補助金要綱を作ってあるとこのように理解していただければと思います。お願いいたします。
○大城議長
　よろしゅうございますか、鈴木委員。

○鈴木勇委員
　はい。
○大城議長
　他にご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。
　それでは、協議第 62 号「補助金、交付金等の取扱いについて」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第 63 号「事務組織及び機構の取扱いについて」を議題といたします。本件についての説明は、去る 7 月 2 日に行われておりますので、直ちにご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　はい、三須委員。
○三須重治委員
　56 頁の行政の組織図ですが、ここに職員の配置人数あたりが今の段階で出せれば出していただきたいと思いますが。
○大城議長
　三須委員から、56 頁の組織図について、職員の配置人数等がわかったら教えて欲しいということでございます。事務局。
○山本事務局長
　詳細につきましては、児島総務専門部会長がお答えをいたします。お願いします。
○児島総務専門部会長
　修善寺町の児島でございます。お答えいたします。現在ですね、事務分掌の見直し、支所の事務分掌を検討中でございます。それを踏まえましてから人数を確定いたしますので、現在はお答えできません。お答えできないというより、出来ておりません。以上でございます。
○大城議長
　三須委員、いかがですか。
○三須重治委員
　じゃあまた、それが出来た時点で組織図を見せていただくということでお願いします。
○児島総務専門部会長
　それは確定しだい協議会の中で、報告という形でさせていただきたいと思います。
○大城議長
　他にご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。
○委員一同
　異議なし。

○大城議長
　それでは、協議第 63 号「事務組織及び機構の取扱いについて」は原案のとおりご承認い

ただけたものとさせていただきます。
　続きまして、（３）新規提案事項に入ります。新規提案事項は、本日お配りした会議次第のとおり 2 件ございます。この 2 件につきましては、本日確認といたしたくお願いします。
　協議第 12 号「新市建設計画について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
　はい、3 頁になります。協議第 12 号「新市建設計画について」下記のとおり提案します。月日と会名は省略いたします。
　新市建設計画は、別添「合併まちづくり計画（伊豆市建設計画）（案）」のとおりとする。
　新市の建設計画につきましては、7 月 2 日前回の協議会で本協議について提案確認をいただきました。その結果、7 月 4 日に本協議書を県に提出し、県では昨日行なわれました本部会議で、冒頭の会長からの挨拶の中にもございましたが、原案のとおりの内容でご承認いただきました。従いまして、新市建設計画につきましては、7 月 30 日に本協議結果の報告をいたし確認をいただく予定でしたが、内容に変更がございませんので、本日提案いたしまして、出来ますればご確認をお願いするものでございます。ご確認いただけましたならば、県知事へ新市建設計画として、正式に提出をいたします。以上で説明を終わります。
○大城議長
　ただ今、協議第 12 号「新市建設計画について」の説明がありました。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。
　よろしゅうございますか。
○委員一同
　異議なし。
○大城議長
　ありがとうございます。それでは、協議第 12 号「新市建設計画について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。
　続きまして、協議第 64 号「合併期日の変更について」を議題といたします。説明を事務局、お願いいたします。
○山本事務局長
　はい、5 頁になります。協議第 64 号「合併期日の変更について」下記のとおり提案します。
　合併の期日を、平成 16 年 4 月 1 日に変更する。
　合併の期日につきましては、1 回目の 1 月 24 日の協議会に提案、それから 2 回目の 2 月 6 日に確認をいただきました。その時点では、市になることの出来る最後の日が、平成 16 年 3 月 31 日でした。ところが、市町村合併特例法がこの 7 月 9 日に公布、施行されたので、合併日の延長が可能となりました。そこで、一度平成 16 年 3 月 31 日でご確認をいただいているところでございますが、法の施行を踏まえ、再度合併日について検討をいたしまし

た。その結果、事務上の点、諸般の点から 1 日延長して、平成 16 年 4 月 1 日とした方が良いという結論を得ましたので、合併の日の変更を提案いたすものでございます。なお、4 月 2 日以後では、事務上の点を考えますと、煩雑性が発生いたしますので 4 月 1 日といたします。

次の 6 頁をご覧ください。ここに資料といたしまして、合併の日の変更による比較表がございます。左側に要件、真中に平成 16 年 3 月 31 日の場合、一番右側には平成 16 年 4 月 1 日の場合を記載してございます。まず 1 番でございますが、市となるべき要件、これが通称 3 万人特例といわれているものでございますが、これは、3 月 31 日では可でした。4 月 1 日は特例法が 7 月 9 日に公布、施行されましたので、4 月 1 日に変更することが可能となりました。それから 2 番目でございますが、普通交付税の合併算定替期間、これは少し難しくなるのですが､段階縮減期間 5 年を含むということを入れますと､3 月 31 日では 15 年間、4 月 1 日では 16 年間で 1 年増えます。それから 3 番、合併特例債適用期間、これが、3 月 31 日ですと 10 年間、4 月 1 日ですと 11 年間となります。それから 4 番の県市町村合併特別交付金補助対象期間、これが 5 年間が 6 年間に延びるということでございます。それから 5 番の関係ですが、予算ということで、3 月 31 日ですと、新市の 1 日の予算が必要になってくる、平成 15 年度の 3 月 31 日、1 日分の予算措置が必要になってくるということでございます。ところが 4 月 1 日ですと 3 月 31 日に旧町で打ち切りをいたしますので、そうした心配は無用で、4 月 1 日から新市の暫定予算で行なえることになります。その下に根拠となる法令といいますか交付要綱がございます。

なお、私共と平行して進んでおります、御前崎町、浜岡町の協議会も 3 月 31 日と決めていたものを 4 月 1 日に変更する予定で本日協議をしているそうでございます。以上で説明を終わります。

○大城議長

はい、協議第 64 号「合併期日の変更について」の説明が事務局よりありました。本件についてご質問、ご意見を受けます。ご質問、ご意見ございますか。

土屋委員。

○土屋英隆委員

ただ今の説明によりまして、合併特例法が改正されまして期日の変更をするということですが、事務的には、なんら支障はないというお話でしたが、今まで 13 回に渡りまして合併協議会で審議された決定事項等があります。これらの問題について、4 月 1 日とすることで何か伊豆市に対して不利益を被るようなことはないか、県当局に対してお伺いいたしたいと思います。

○大城議長

はい、斎藤総室長。

○斎藤民夫委員

静岡県の斎藤でございます。先ほど事務局から説明がありましたことは、すべて私共も

そのような考えでおります。これまで3月31日まででないと市になれないという事情があったわけでございますが、4月1日でも市になるという条件が整っておりまして、年度の切り替えと同時に新市が発足するということは、事務局から説明があったとおり特に問題がないと、むしろ事務的には支障がなくなるという、いい方向ではないかと思っております。

委員ご質問のような何か不利益になるようなことはないかということでございますが、県としてもその辺は十分検討の上、事務局から相談を受けておりますので、問題はないと考えているところでございます。

○大城議長

土屋委員、よろしゅうございますか。

他にご質問、ご意見ございますか。よろしゅうございますか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

それでは、協議第64号「合併期日の変更について」は原案のとおりご承認いただけたものとさせていただきます。

以上をもちまして、本日予定されました議事はすべて終了いたしました。長時間に渡り慎重なご審議、円滑な議事進行にご協力いただき、誠にありがとうございます。

この会議をもちまして、本年1月24日から本日まで足掛け7ヶ月に渡って修善寺町外3町合併協議会は、13回開催されました。あと1回、7月30日に第14回が予定されておりますが、本日をもって予定された協議事項はすべて終了いたしました。協議会メンバーのみなさん、スタッフのみなさん、たいへんありがとうございました。特に、東部県行政センター長の中村様、県市町村総室長の斎藤様には、たいへんお忙しい中、また遠路毎回ご出席をいただきまして、誠にありがとうございました。厚く御礼申し上げますと共に、今後ともよろしくご指導を賜りたくお願い申し上げます。

最後に、協議委員さんにお諮りいたします。この協議に基づいて、8月20日に合併の調印をいたしたく存じますが、ご異議はございませんか。

○委員一同

異議なし。

○大城議長

ありがとうございます。異議なしということで、合併調印をさせていただきます。

それでは、これで議長を解任とさせていただきます。ありがとうございました。

○山本事務局長

大城議長、ありがとうございました。長い間ご苦労様でございました。

続きまして、（4）その他に入らさせていただきます。7頁になります。協議につきましては、議長が申し上げましたとおり、本日をもって終了をいたします。長い間ありがとうございました。しかしながら、まだいろいろご支援、お力をいただきたいことがございま

すので、協議は終了いたしますが、どうかひとつ今後ともよろしくお願いいたします。

今後の日程でございますが、第 14 回の協議会といたしまして 7 月 30 日午後 1 時 30 分から、こちらで開催いたします。内容につきましては、今後の日程、調印式等につきましてご報告を申し上げます。それから、8 月の予定でございますが、協定書の調印式がございます。8 月 20 日午前 10 時から 1 時間程度予定しています。会場は「生きいきプラザ」のホールになります。協議会の委員さんもご臨席いただく予定でございますので、是非、この日は確保して、ご臨席賜りたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上をもちまして、第 13 回修善寺町外 3 町合併協議会を閉会させていただきます。ありがとうございました。